

犯罪被害に遭われた従業員の方への 理解と支援について

上田市では、犯罪被害に遭われた方やご家族・ご遺族（犯罪被害者等といいます。）に寄り添い、受けた犯罪被害の早期回復や軽減、日常生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、「上田市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギュっとちゃん

上田市犯罪被害者等支援条例（令和6年4月1日施行）

基本理念（第3条）

犯罪被害者等の支援は、次の基本理念に基づき行わなければならない。

- （1）犯罪被害者等の個人の尊厳を尊重して行われること。
- （2）犯罪被害者等の置かれている状況等に応じるとともに二次被害が生じることのないよう配慮して行われること。
- （3）迅速・公正に途切れることなく行われること。
- （4）市民等、関係機関等、事業者が連携して推進すること。

市の責務（第4条）

基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を推進するものとする。

市民等の役割（第5条）

基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

事業者の役割（第6条）

1 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等の就労に十分に配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

犯罪被害に遭うとどのような状況になるのでしょうか？

犯罪は、生命を奪う、身体を傷つける、財産を奪うなど、被害者に直接的な被害を与えます。また、被害者のみならず、そのご家族やご遺族も、心身の不調や日常生活上の問題、周囲の理解や配慮に欠けた言動による精神的な苦痛、被害による経済的な負担の増加、インターネットを通じて行われる誹謗中傷など、二次被害に苦しむことがあります。

心理的苦痛

事件により大きな精神的ショックを受け、心身にさまざまな不調が現れ、家事や育児などの日常生活に支障をきたします。

社会的苦痛

周囲の無責任なうわさ話や嫌がらせ、過剰な取材・報道などにより精神的な被害も受けてしまいます。

身体的苦痛

身体に大きなダメージを受け、その後も長い間、後遺症に苦しみ、最悪の場合は生命を失ってしまうこともあります。

経済的苦痛

財産が失われたり、治療のための医療費、裁判費用が必要になることや失業・休職などにより経済的に困窮してしまいます。

事業者の皆さまに御協力をお願いしたいこと

犯罪被害者等の苦しみを理解し、被害を軽減するためには、周囲の人の支えが大きな助けになります。職場での次のような取組に御協力をお願いいたします。

犯罪被害者等への理解の促進

犯罪被害者等は、直接的な被害だけでなく、被害後には二次被害に苦しめられています。まずは、犯罪被害者等がこのような状況に置かれているということを従業員に周知し、犯罪被害者等に対する理解が進むよう、御協力をお願いいたします。



職場環境の整備

犯罪被害者等は、警察、病院、裁判所等へ何度も赴く必要があり、年次有給休暇だけでは対応できない場合があります。

職場環境の整備は、被害に遭った社員やそのご家族の生活を支えるためにとても重要で、事業者にはしかできないことです。

具体的な取組事例

- 既存の休暇制度を活用
病欠休暇など特別な休暇制度を犯罪被害者等も含めて活用できるようにする
- 勤務の調整
犯罪被害者等の状況等に応じた職務分担（の見直し）や勤務時間の調整など



職場での配慮

上司や同僚の配慮に欠ける言動や偏見、誹謗中傷などによる「二次被害」を防ぐため、犯罪被害者等に寄り添った言動を心がけましょう。励ますつもりでも、犯罪被害者等を傷つけてしまうことがありますので注意しましょう。

具体的な取組事例

- 普段どおりにあいさつや声をかけるなど、今までと同じ態度で接する
- 希望されたときにゆっくり話を聴き、怒りや悲しみを理解し、支えになる



上田市 市民まちづくり推進部 人権共生課

〒386-0014 上田市材木町1丁目2-2 市民プラザ・ゆう

☎ 0268-23-5393 (FAX兼用) ✉ jinkenkyosei@city.ueda.nagano.jp